

設備、器具等使用料

区分	設備等の名称	単位	使用料 (使用1回につき)	適用
舞台設備	音響反射板	1 式	3,460 円	天井反射板ライト付き 指揮者用譜面台付き
	紗幕	1 張	570	
	スクリーン	1 式	570	
	金屏風	1 双	1,150	
	演舞台	1 式	450	
	上敷	1 枚	140	
	毛せん	1 枚	280	
	指揮台	1 台	280	
	譜面台	1 台	60	
	平台	1 台	140	
	箱足・開き足	1 台	60	
地がり	1 枚	730		
照明設備	ポーターライト	1 列	730	
	サスペンションライト	1 列	1,150	
	アップーホリゾンライト	1 列	910	
	ロアーホリゾンライト	1 列	730	
	サイドフロントライト	1 式	1,260	
	シーリングライト	1 列	1,150	
	センターピンスポットライト	1 台	1,210	
	エフェクトマシン	1 台	730	
音響設備	拡声装置	1 式	1,720	マイクロホン2本付き 電池代は含まない
	はね返りスピーカー	1 台	330	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	730	
	マイクロホン	1 本	590	
	MDプレーヤー	1 台	730	
	CD/カセットプレーヤー	1 台	730	
	CD/カセットレコーダー	1 台	730	
	CD/MDレコーダー	1 台	730	
	CDレコーダー	1 台	730	
	ダブルカセットレコーダー	1 台	730	
天井吊下マイク装置	1 式	450	マイクロホンは含まない	
その他	ピアノ	1 台	3,460	調律料は使用者負担
	プロジェクター	1 台	730	
	持込機器	1kwにつき	160	
	展示パネル	1 枚	60	
	照明用カラースタンプ		実費 実費	

備考

1. 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで及び午後5時30分から午後10時までをそれぞれ使用1回とした料金とする。
2. 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の設備、器具等の延長使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。
3. ホールを専ら練習のために使用する場合（後刻の催物のために使用する場合を除く。）の設備、器具等の使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。
4. この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。